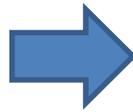


## 水害・土砂災害に強い地域づくりおよび 浸水警戒区域の概要

### 水害・土砂災害に強い地域づくりの取組地区 (重点地区)の考え方

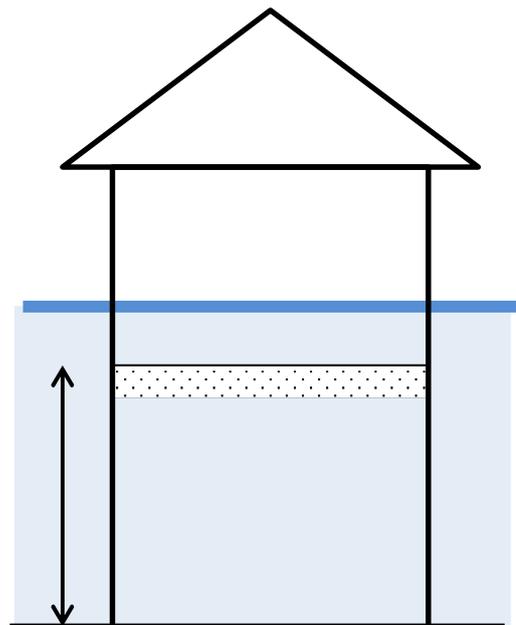
200年確率降雨時  
に3m以上浸水  
するところに  
家屋があると



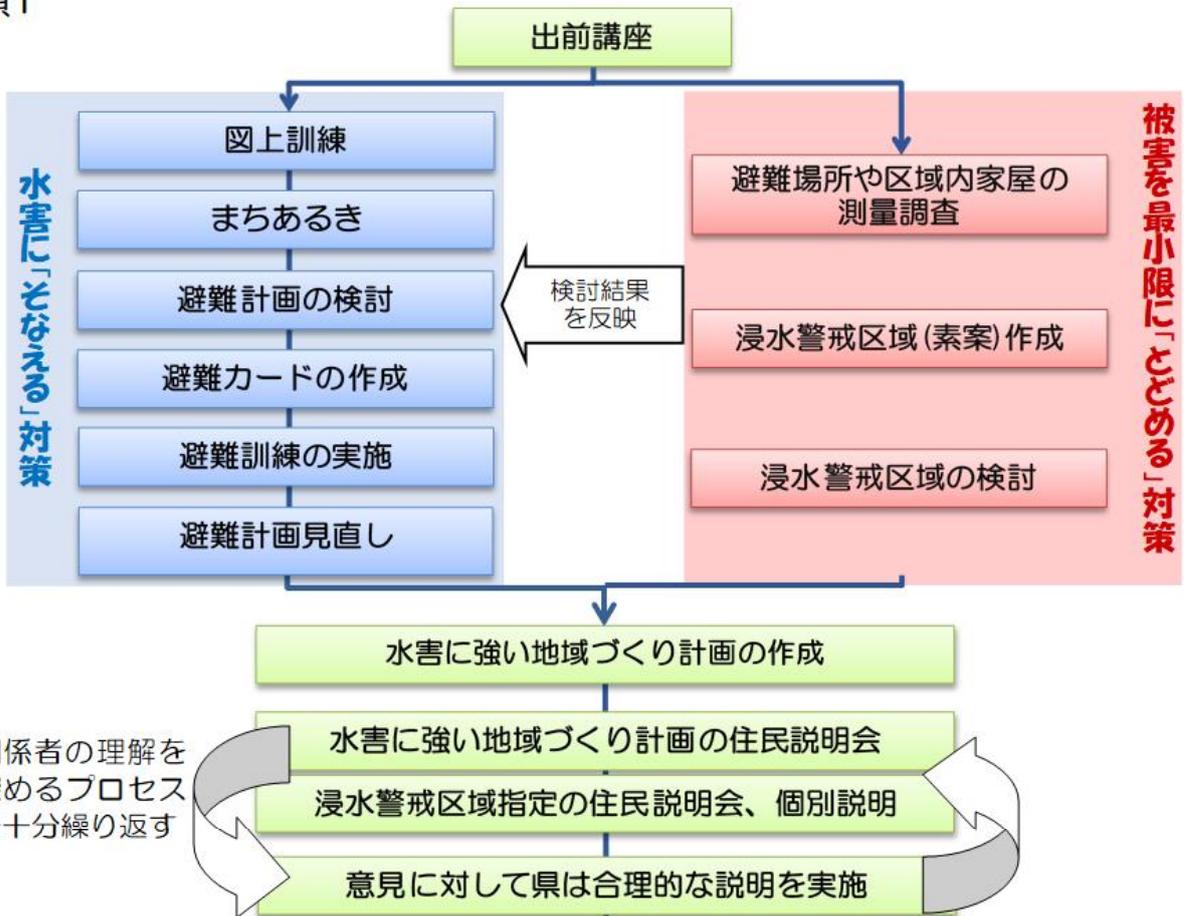
- ・平屋は水没する
- ・2階の床面が浸水する
- ・木造家屋は浮き上がる可能性がある

重点的に水害に対する  
取組を行う区域  
= 重点地区

通常、2階の床面は  
周辺地盤から3m程度

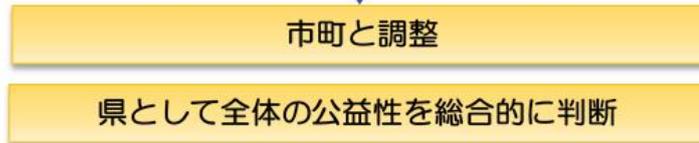


## 手順1

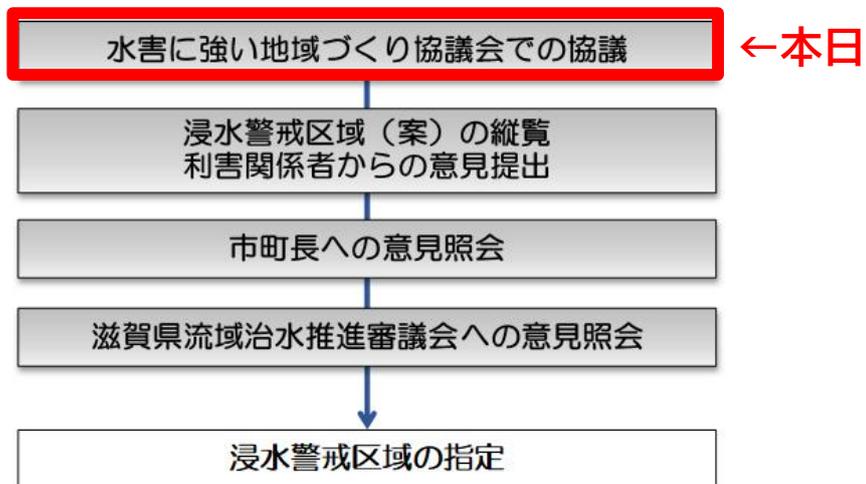


## 手順2

条例上の手続きの開始について



## 手順3

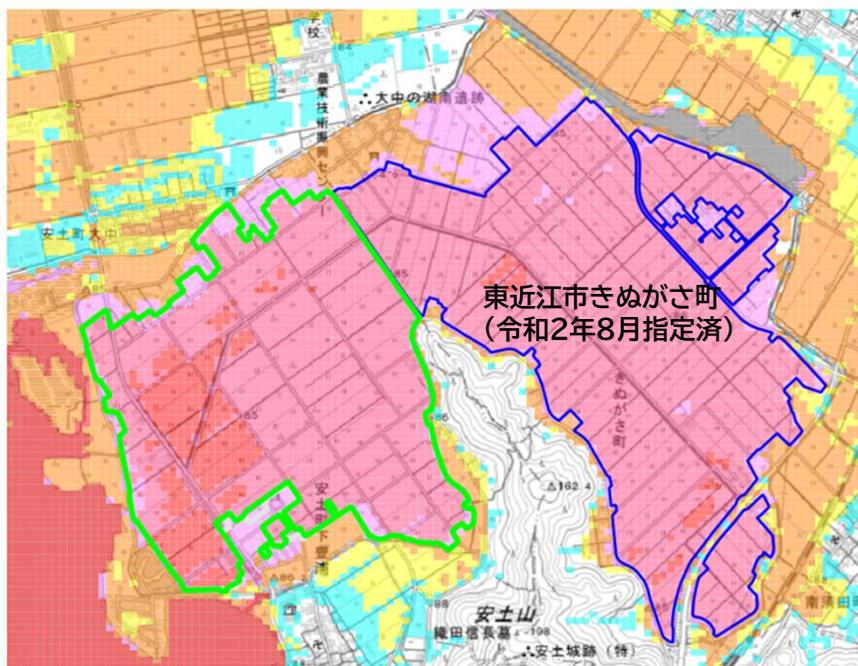


# 浸水警戒区域の設定

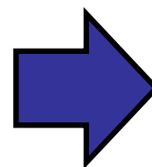
- ・地先の安全度マップを基に現地調査を実施し、**3m以上浸水**するエリアを精査
- ・地先の安全度マップを基に現地調査を実施し、想定水位を設定



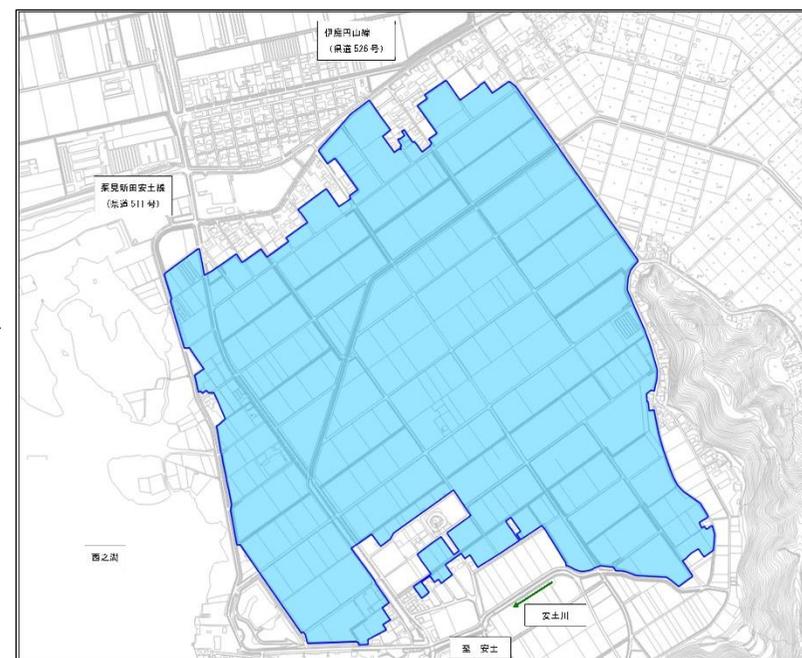
現地調査の様子



1/200年確率の降雨時の浸水マップ

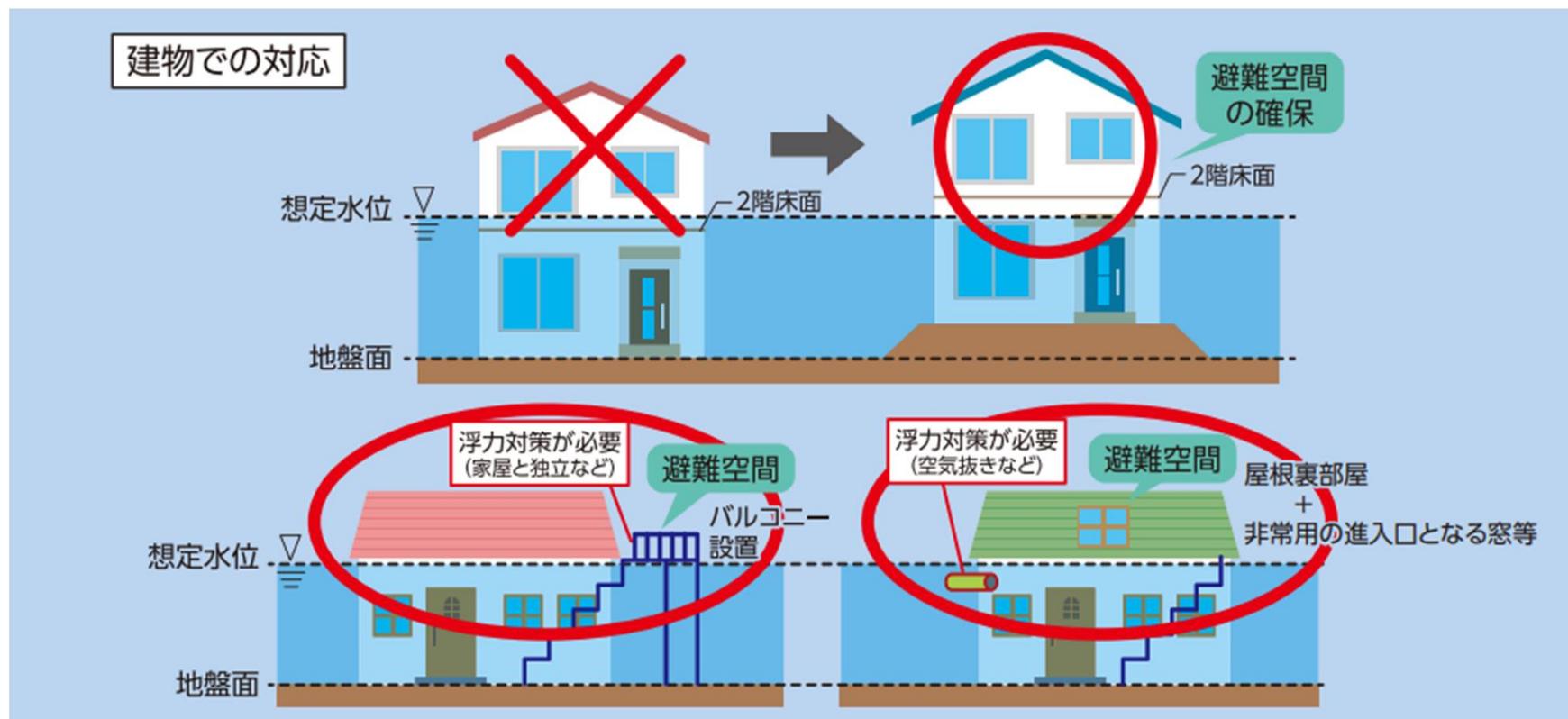


3m以上の  
浸水エリア  
を表示



下豊浦地区の浸水警戒区域

# 浸水警戒区域における建築条件の内容

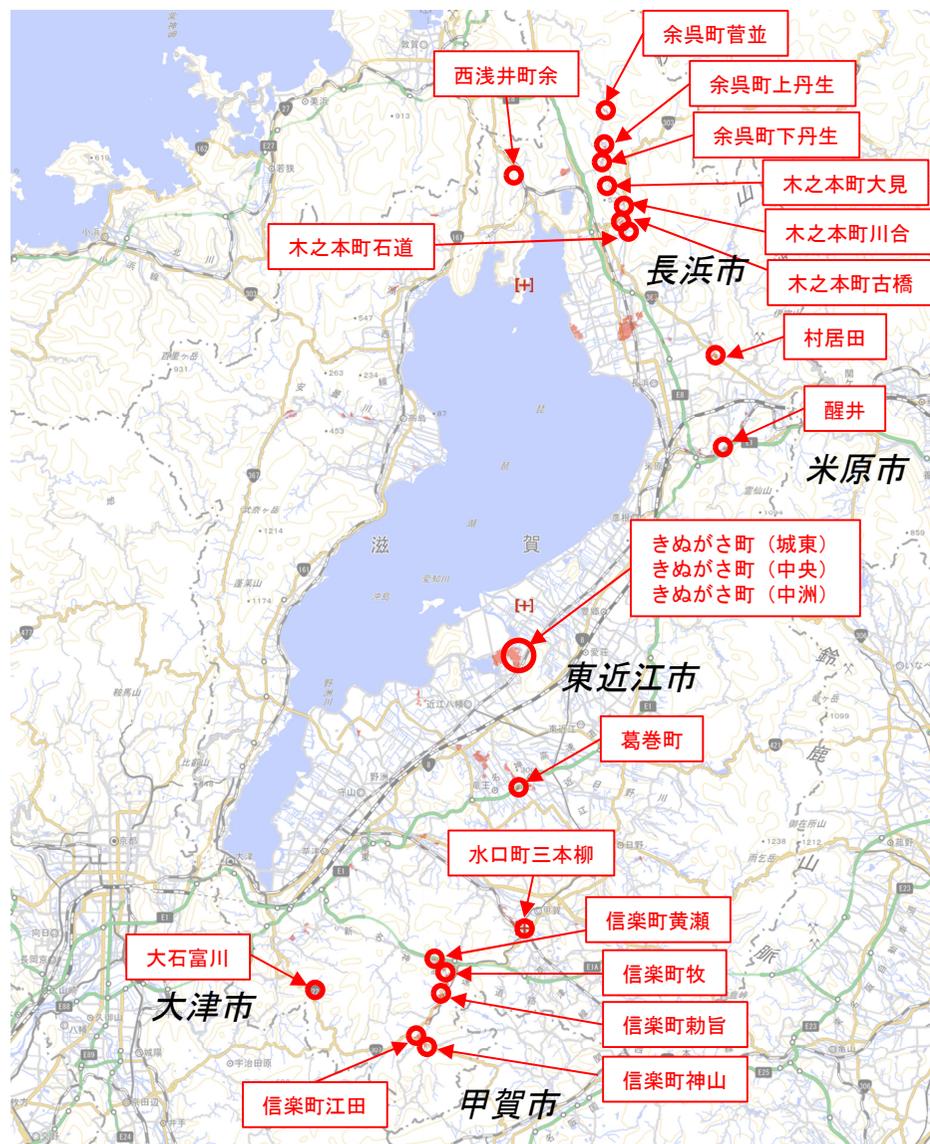


## 【必要な条件】

- ① 想定水位以上に、避難できる場所（盛土による嵩上げやバルコニー、屋根裏部屋＋非常用の進入口となる窓等、屋上等）がある。
- ② 想定水位以下が木造であれば、木造部分の浸水部分が3m未満か、耐水性構造である。

# 浸水警戒区域の指定状況

## 浸水警戒区域 位置図



## 県内21地区で区域指定済 (令和7年12月末時点)

### <凡例>



特に安全な住まい方が  
必要なエリア(浸水)

200年に一度の大雨(時間最大131mm  
程度の雨が降った場合)で3m以上浸  
水するおそれがある区域

# 浸水警戒区域に係る規定

## ～滋賀県流域治水の推進に関する条例の抜粋～

第13条 知事は、200年につき1回の割合で発生するものと予想される降雨が生じた場合における想定浸水深を踏まえ、浸水が発生した場合には建築物が浸水し、県民の生命または身体に著しい被害を生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、一定の建築物の建築の制限をすべきものを浸水警戒区域として指定することができる。

2 前項の規定による指定は、当該指定の区域および想定水位(前項に規定する想定浸水深に係る水位であって、建築物の建築の制限の基準となるべきものをいう。以下同じ。)を明らかにしてするものとする。

3 知事は、第1項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、その旨を公告し、当該指定の案を当該公告の日から起算して2週間公衆の縦覧に供しなければならない。

4 前項の規定による公告があったときは、指定をしようとする区域の住民および利害関係人は、同項の縦覧期間満了の日までに、縦覧に供された指定の案について、知事に意見書を提出することができる。

5 知事は、第1項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、前項の規定により提出された意見書の写しを添えて、関係市町の長および滋賀県流域治水推進審議会の意見を聴かななければならない。

6 知事は、第1項の規定による指定をするときは、規則で定めるところにより、その旨ならびに当該指定の区域および想定水位を告示しなければならない。

7 第1項の規定による指定は、前項の規定による告示によってその効力を生ずる。

8 第2項から前項までの規定は、浸水警戒区域の変更および指定の解除について準用する。

9 浸水警戒区域は、建築基準法第39条第1項の規定による災害危険区域とする。